

国内経済要録

◇長期金利の引下げ

1. 金融債

長期信用銀行3行、東京銀行、農林中央金庫および商工組合中央金庫は、利付金融債の発行条件を次のとおり改定し、2月債から実施した(1月27日発表)。

利付金融債の応募者利回り

(単位・年、カッコ内は表面利率・発行価格)

		変更後	変更前
利付金融債	5年もの	7.5 (7.5%、100.00円)	7.7 (7.7%、100.00円)
	3年もの	7.361 (7.3%、99.85円)	7.561 (7.5%、99.85円)

2. 長期貸出最優遇金利

長期信用銀行3行、信託銀行7行、生命保険・損害保険各社は、長期貸出最優遇金利を次のとおり改定し、1月28日より実施した(1月27日発表)。

長期貸出最優遇金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
長期貸出最優遇金利	8.4	8.6

3. 貸付信託予想配当率および合同運用指定金銭信託予定配当率

(1) 信託銀行7行は、5年もの貸付信託予想配当率を次のとおり改定し、2月6日以降募集分から実施した(1月27日発表)。

貸付信託予想配当率

(単位・年%)

	変更後	変更前
契約期間 5年もの	7.52	7.72

(2) 信託銀行7行、大和銀行、琉球銀行および沖縄銀行は、契約期間5年以上の合同運用指定金銭信託予定配当率を次のとおり改定し、2月6日以降受託分から実施した(1月27日発表)。

合同運用指定金銭信託予定配当率

(単位・年%)

	変更後	変更前
契約期間 5年以上のもの	7.38	7.58

◇政府系金融機関の貸出基準金利引下げ

政府系金融機関は、貸出基準金利を次のとおり改定することを決定した(1月27日発表)。

(単位・年%)

	変更後	変更前	実施日
日本開発銀行	8.4	8.6	1月28日
北海道東北開発公庫 (大企業向け)	8.4	8.6	〃
公営企業金融公庫	8.3	8.4	〃
商工組合中央金庫 (組合員貸し)			
1年以上3年以内	8.4	8.6	1月28日
3年超7年以内	8.7	8.9	〃
7年超	8.8	9.0	〃
(構成員貸し)			
1年以上3年以内	8.7	8.9	〃
3年超7年以内	9.0	9.2	〃
7年超	9.1	9.3	〃

◇今後の財政改革に当たっての基本的考え方および財政の中期試算(昭和57~61年度)

大蔵省は1月29日、「今後の財政改革に当たっての基本的考え方」および「財政の中期試算(昭和57~61年度)」を国会に提出した。

「今後の財政改革に当たっての基本的考え方」は、これまでの59年度特例公債脱却目標の実現を困難とするとともに、歳出・歳入両面の改革をうたったものである。

これを受けた「財政の中期試算(昭和57~61年度)」では、特例公債を毎年同額ずつ減額していく3つのケースを想定し、それぞれのケースの要調整額(歳入不足額)を提示している。

両者の内容は以下のとおり。

1. 今後の財政改革に当たっての基本的考え方

(1) (昭和58年度予算と今後の財政改革)

イ. 昭和58年度予算においては、一般歳出についていわゆる聖域を設けることなく徹底した見直し・合理化を進め、総額を前年度同額以下に抑制し、また、税外収入について特段の増収策を講ずることとした。その結果、昭和56年度の決算不足の補てんに伴う繰戻しを行い、公債発行額は昭和57年度補正後に比し1兆円減額されたところである。

ロ. 今後とも、このように編成した昭和58年度予算を踏まえ、歳出・歳入構造の合理化・適正化に努めることを基本として、新たな時代に適合した財政とするようその改革を図り、もって特例公債依存体質か

らの脱却とさらには公債依存度の引下げに努めることとする。

(2) (財政改革の進め方)

イ. まず、歳出面において、これまでは財政支出が適当とされてきた施策についても、今日の情勢の下でなお財政が関与すべき分野かどうかという行財政の守備範囲の見直し、受益と負担両面にわたる見直し等を一層厳しく行う。

また、後年度負担についてもこれを極力抑制する。

そのため、予算編成に当たって、今後とも厳しい概算要求枠を設定するとともに、臨時行政調査会、財政制度審議会等による各種施策についての改革方策の実現に努める。

ロ. このような努力を背景として、歳入面においても、各種公共サービスの確保は、国民の負担により裏付けられるものであるとの基本的考え方の下に、公平、適正な税制の在り方について今後とも検討を

行う。

なお、税外収入についても、幅広く増収策を検討し、その確保に努める。

以上の見直しに当たっては、国と地方との間の役割分担と費用負担等の在り方についても幅広く検討することとする。

ハ. 特例公債依存体質からの脱却については、昭和59年度脱却を目標に努力してきたところであるが、第二次石油危機を契機とする世界経済の停滞等我が国財政を取り巻く環境が大きく変わり、その実現は困難となった。今後、上記のような歳出・歳入両面における改革を通じ、できるだけ早期に、できれば数年をめどに、その達成を図ることが望ましいが、財政をめぐる環境は、なお極めて流動的であるので、引続き経済についての中長期的展望、指針の検討ともあわせ、諸情勢を勘案しつつ、具体的な検討を進める。

2. 財政の中期試算(昭和57～61年度)

(単位・億円、%)

	57年度	58	59			60			61			
			試算 A	試算 B	試算 C	試算 A	試算 B	試算 C	試算 A	試算 B	試算 C	
歳出	1. 国債費	(17.7) 78,299	(4.6) 81,925	(30.5) 106,900	(30.9) 107,200	(31.0) 107,300	(9.1) 116,600	(10.0) 117,900	(10.3) 118,400	(7.0) 124,800	(8.4) 127,800	(9.0) 129,100
	2. 地方交付税	(14.2) 92,309	(△20.8) 73,151		(18.0) 86,300			(7.2) 92,500			(7.2) 99,200	
	3. 一般歳出	(1.8) 326,200	(△0.0) 326,195		(5.2) 343,000			(5.2) 361,000			(3.1) 372,100	
	経常部門	(3.3) 242,226	(0.7) 243,839		(6.2) 259,000			(6.5) 275,800			(3.7) 285,900	
	投資部門	(△2.5) 83,974	(△1.9) 82,356		(7.8) 262,900			(8.1) 284,100			(5.2) 298,800	
					(2.0) 84,000			(1.4) 85,200			(1.2) 86,200	
					(3.6) 85,300			(2.9) 87,800			(2.6) 90,100	
	4. 昭和56年度決算不足補てん算		22,525									
	計(1)	(6.2) 496,808	(1.4) 503,796	(6.4) 536,200	(6.5) 536,500	(6.5) 536,600	(6.3) 570,100	(6.5) 571,400	(6.6) 571,900	(4.6) 596,100	(4.8) 599,100	(5.0) 600,400
				(7.5) 541,400	(7.5) 541,700	(7.5) 541,800	(7.3) 581,000	(7.5) 582,300	(7.6) 582,800	(5.5) 612,900	(5.8) 615,900	(5.9) 617,200
歳入	1. 税収	(13.4) 366,240	(△11.8) 323,150		(6.6) 344,500			(6.6) 367,200			(6.6) 391,400	
	2. 税外・その他収入	(17.1) 26,168	(80.4) 47,196		(△42.8) 27,000			(1.9) 27,500			(5.8) 29,100	
	3. 公債金入	104,400	133,450	110,200	119,500	123,500	86,900	105,500	113,500	63,700	91,500	103,500
	特公債	39,240	69,800	46,500	55,800	59,800	23,200	41,800	49,800	0	27,800	39,800
	四公債	65,160	63,650		63,700			63,700			63,700	
計(2)	(6.2) 496,808	(1.4) 503,796	(△4.4) 481,700	(△2.5) 491,000	(△1.7) 495,000	(△0.0) 481,600	(1.9) 500,200	(2.7) 508,200	(0.5) 484,200	(2.4) 512,000	(3.1) 524,000	

要調整額 (1) - (2)			54,500	45,500	41,600	88,500	71,200	63,700	111,900	87,100	76,400
			[59,700]	[50,700]	[46,800]	[99,400]	[82,100]	[74,600]	[128,700]	[103,900]	[93,200]
経常部門			52,700	43,700	39,800	86,100	68,800	61,300	108,800	84,000	73,300
			[56,600]	[47,600]	[43,700]	[94,400]	[77,100]	[69,600]	[121,700]	[96,900]	[86,200]
投資部門			1,800			2,400			3,100		
			[3,100]			[5,000]			[7,000]		

(注) ()内は、対前年度伸び率を示す。

歳出の推計については、昭和58年度予算における制度・施策を前提とし、一定の仮定の下に、これを将来に投影する後年度負担額推計を基本としている。

歳入については、昭和58年度予算を前提とし、一定の仮定の下に、税收等については等率、公債金収入については等差の手法等により将来の額を算出する中期的な推計を示している。

このような意味において、本試算は、将来の予算編成を拘束するものではなく、また、ここに計上された計数は、推計の前提等の変化に応じ、適宜見直されるべきものである。

〔算出要領〕

(1) 歳出

歳出の諸経費ごとに算出した後年度負担推計額を計上した。

なお、下段〔 〕内に、将来の新規施策の財源等に充てるための予備枠を考慮した場合の額を併記した。予備枠は59年度から61年度までの各年度の各部門一般歳出規模に対し、それぞれ、59年度1.5%、60年度3.0%、61年度4.5%に相当する額とした。

(2) 歳入

① 税收

「経済審議会審議経過報告」(昭和58年1月)で見込まれている平均名目成長率の中央値および税收の過去の平均的弾性値等を前提として機械的に算出した税收総額を計上した。

② 税外・その他収入

「経済審議会審議経過報告」(昭和58年1月)で見込まれている平均名目成長率の中央値等を前提として機械的に算出した税外・その他収入総額を計上した。

③ 公債金収入

イ. 特例公債

試算A 59年度から61年度まで毎年度2兆3,300億円ずつ機械的に均等に減額した額を計上した。

試算B 59年度から61年度まで毎年度1兆4,000億円ずつ機械的に均等に減額した額を計上した。

試算C 59年度から61年度まで毎年度1兆円ずつ機械的に均等に減額した額を計上した。

ロ. 四条公債

59年度から61年度まで58年度発行額と同額を計上した。

(3) 要調整額

各年度ごとに算出した歳出と歳入の差額を計上した。

なお、下段〔 〕内に予備枠を考慮した場合の額を併記した。

① 経常部門

経常部門歳出から

(イ) 経常部門税收(税收総額から投資部門税收を控除した額)

(ロ) 経常部門税外・その他収入(税外・その他収入総額から投資部門税外・その他収入を控除した額)

(ハ) 特例公債金収入

を控除した額を計上した。

経常部門要調整額は、歳出の削減又は特例公債金収入を除く歳入の増収措置によって調整されるべきものである。

② 投資部門

投資部門歳出から

イ. 投資部門税收(揮発油税、石油ガス税、航空機燃料税、石油税について石油の輸入量の動向等を勘案して算出した額)

ロ. 投資部門税外・その他収入(各種負担金等について、公共投資額等を勘案して算出した額)

ハ. 四条公債金収入

を控除した額を計上した。

投資部門要調整額は、歳出の削減又は歳入の増収措置によって調整されるべきものである。

◇昭和58年度地方財政計画

政府は2月1日、昭和58年度の「地方財政計画」を閣議了承した。同計画の概要は以下のとおり。

1. 地方税については、地方税負担の現状と地方財政の実情とを勘案し、地方税負担の公平化、適正化を図るため、法人住民税均等割、娯楽施設利用税等の税率の調整、非課税等特別措置の整理合理化等を行う一方、住民税所得割の非課税措置の存続等を行うこととする。

2. 地方財政の運営に支障が生ずることのないようにするため、昭和58年度の地方財源不足見込額2兆9,900億円（このほか、交付税および譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）の借入金利子の同特別会計負担額3,446億円を加えると3兆3,346億円）については、次により完全に補てんするものとする。

(1) 地方交付税を1兆6,654億円増額する。この増額は、地方交付税の特例加算(1,135億円)、一般会計から交付税特別会計への臨時地方特例交付金の繰入れ(7億円)および交付税特別会計における資金運用部からの借入(1兆8,958億円)により2兆100億円の増加措置を講ずる一方、交付税特別会計借入金利子について同特別会計で3,446億円を負担することとしたことによるものである。

なお、交付税特別会計借入金のうち2,084億円は、昭和51年度から昭和56年度までの間の地方債発行による地方負担の軽減のため、昭和58年度において一般会計から交付税特別会計に繰入れを予定していた臨時地方特例交付金に相当するもの(984億円)および源泉分離課税が選択された利子所得等について住民税が課税されていないこと等を考慮して従来より一般会計から交付税特別会計に繰入れられている臨時地方特例交付金に相当するもの(1,100億円)として交付特別会計が資金運用部から借入れるものであり、従って、この借入金については、償還時に償還費の全額を国が負担し、残余の借入金1兆6,874億円については、昭和53年度に設けられた地方交付税法附則第8条の3第1項の規定により、償還時に償還費の2分の1を国が負担することとする。

(2) 建設地方債を1億3,246円増発する。

3. 地方債の所要額の確保等のため、次の措置を講ずる。

(1) 生活関連施設等の整備を推進するため必要な地方債資金の総額を確保するとともに、財源不足額の補てんのため建設地方債を増発することとして、地方債計画の規模を7兆5,411億円とする。

(2) 政府資金および公営企業金融公庫資金を確保する。

(3) 建設地方債の増発分のうち一般市町村に係るものについては、原則として全額政府資金を充当するとともに、地方負担の軽減に資するため、地方債計画総額の50%に相当する額と政府資金の額との差額について、民間資金と政府資金との金利差分を一般会計から交付税特別会計へ繰入れる措置を講ずる。

4. 経済社会情勢の推移等に即応して使用料・手数料等の適正化を図ることとする。

5. 抑制的基調の下においても、地域住民の福祉の確保、住民生活に直結した社会資本の整備、住民生活の安全の確保等を図ることとし、このため次の事項に重点において財源の配分を行う。

(1) 投資的経費については、住民生活に身近な生活関連施設等の計画的な整備、新広域市町村圏計画等に基づく地域の総合的整備等を推進する。

(2) 福祉施策および教育・文化振興対策の推進を図る。

(3) 消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進等住民生活の安全を確保するための施策を推進する。

(4) 過疎地域および人口急増地域に対する財政措置を引続き講ずる。

6. 下水道、病院、交通事業等の公営企業の経営基盤の安定を図ることとし、負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。

7. 地方行財政運営の合理化と財政秩序の確立を図ることとし、このため次の措置を講ずる。

(1) 国庫補助負担金について、補助単価の適正化等国庫補助負担基準を改善する。

(2) 一般職の定員を削減する等定員管理の合理化を図るとともに、一般行政経費等を極力抑制する。

(3) 年度途中における事情の変化に弾力的に対応できるよう、必要な財源をあらかじめ確保する。

昭和58年度地方財政計画

(単位・億円、%)

		58年度	57年度計画比	
			増減(△)額	増減(△)率
歳 入	地方税	190,689	△ 254	△ 0.1
	地方譲与額	4,881	108	2.3
	地方交付税	88,685	△ 4,615	△ 4.9
	国庫支出金	103,972	△ 4,899	△ 4.5
	地方債	50,011	11,911	31.3
	その他とも計	474,860	4,318	0.9
歳 出	給与関係経費	136,614	2,560	1.9
	一般行政経費	100,087	△ 1,544	△ 1.5
	公債費	47,574	4,959	11.6
	維持補修費	6,278	120	1.9
	投資的経費	169,206	△ 583	△ 0.3
	うち直轄・補助 単独	83,670	△ 583	△ 0.7
	85,536	0	0.0	
	公営企業繰出金	10,801	606	5.9
その他とも計	474,860	4,318	0.9	

◇譲渡性預金の発行枠拡大について

大蔵省は1月27日、銀行局長通達「譲渡性預金の取扱いについて」の一部を改正する通達等を各金融機関あて発出した。今回の改正の主たる内容は、①各金融機関の譲渡性預金発行枠を自己資本の50%から75%に拡大すること、②枠拡大は58年1～3月期から四半期ごとに5%ずつ段階的に行うこと等。